

むつ工業高校「いじめ防止基本方針」

1. いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

全校生徒が安心して、学校生活を送り、充実した学校生活に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。そのため、校内での指導體制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめに対する基本姿勢

- (1) 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い意思を示すこと。**意思表示**
 - ・いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと。
- (2) 「生徒一人一人の日常的な態度が重要である」という共通認識を持つこと。**未然防止**
 - ・日頃から、生徒の言動や行動に大きな変化がないか観察すること。
- (3) 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こり得る」という危機意識を持つこと。**早期発見**
 - ・日頃から、生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。
- (4) 「いじめられている生徒を最後まで守り抜く」という信念を持つこと。**継続的指導**
 - ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い指導を行うこと。
- (5) 「いじめは、いじめる側に問題がある」という共通理解のもと、実態把握に努めること。**情報共有**
 - ・生徒の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

3. いじめとは

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（文部科学省調査における定義による）

【具体的ないじめの態様】

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

4. 校内体制【いじめ防止対策委員会】

委員長 校長

副委員長 教頭

委員 生徒指導部主任、健康指導部主任、学年主任、学科主任、養護教諭、担任

【いじめ防止対策委員会の役割】

いじめに関する事象が発見された場合はすみやかに管理職に報告する。すべてのいじめに関する事象について、情報を得た教職員は管理職に報告する義務がある。

校長は生徒指導主任、担任による注意・指導で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決を図ることができる事象でないと判断した場合は、即時にいじめ防止対策委員の招集を行い、いじめ防止対策委員会を開催する。

いじめ防止対策委員会では、生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し対応方針の確認を行う。

いじめ事象のレベルに応じて対応方針および対応措置をいじめ防止対策委員会で決定するが、警察と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

5. いじめの未然防止及び早期発見のための取り組み

生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための取り組みを推進する。

【いじめの未然防止】

- (1) 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 教職員の資質能力向上を図る校内研修を実施する。
- (3) 学期ごとの「いじめ調査アンケート（学校生活振り返りアンケート）」を実施する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 関係機関との情報交換を積極的に行い、連携を深める。

【いじめの早期発見】

- (1) 教職員の観察や養護教諭からの情報を共有
- (2) 生徒・保護者・地域からの情報収集
- (3) 登校時や昼休み等の指導
- (4) 特別支援委員会の機能的な活用
- (5) 学校生活振り返りアンケートの実施
- (6) 定期的な面談における情報
- (7) いじめの早期発見のためのチェックリスト「生徒のサイン」の活用

6. 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめ解決に向けた組織的対応をするように定める。

7. 重大事態とは

(1) 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」これを踏まえ、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ① 児童生徒が自殺を企画した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

- ① 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ② 連続した欠席の場合は、適切に調査し校長が判断する

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

8. 重大事態への対応について

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となり、いじめ対策緊急委員会で全校生徒および保護者に対し面談やアンケートを行い、事実関係を把握し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

9. いじめ早期発見・早期対応のための年間計画

- | | |
|--------|---|
| 5月 | いじめ防止対策委員会開催① |
| 5・6月 | <u>情報セミナー（インターネット安心講座）5月19日</u>
「学校振り返りアンケート（いじめ調査アンケート）」の実施①
アンケートをもとにした個人面談 |
| 6月 | いじめ防止対策委員会開催② |
| 7月 | 生徒理解のための職員会議① |
| 8月 | いじめ防止のための標語募集（夏季休業中） |
| 10・11月 | 「学校振り返りアンケート（いじめ調査アンケート）」の実施②
アンケートをもとにした個人面談 |
| 12月 | いじめ防止対策委員会開催③ 生徒理解のための職員会議② |
| 1・2月 | 「学校振り返りアンケート（いじめ調査アンケート）」の実施③
アンケートをもとにした個人面談 |
| 3月 | いじめ防止対策委員会開催④ 生徒理解のための職員会議③ |